

## 京都市介護保険料減免実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、京都市介護保険第1号被保険者に係る保険料（以下「保険料」という。）の減免に関し、京都市介護保険条例（以下「条例」という。）及び京都市介護保険規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (災害等に該当したときの減免の取扱い)

第2条 条例第12条において引用する条例第11条第1項第1号に規定する事情（以下「災害等」という。）に該当したときの保険料は、家財又はその他の財産の損害区分に応じ、次表のとおり免除する。

損害区分	7割以上	4割以上	2割以上
免除期間	1年	9箇月	6箇月

### (著しい収入の減少のときの減免の取扱い)

第3条 条例第12条において引用する条例第11条第1項第2号から第4号までのいずれかの事情（以下「収入の減少」という。）に該当したときの保険料は、第1号及び第2号に規定する要件に該当するときに、第2項及び第3項に規定するとおり減額する。

#### (1) 収入の著しい減少の認定

被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の直近3箇月の収入等から推計した所得額の年間見込み額が、前年（ただし、1月から6月までにあっては前々年）の所得額の2分の1以下に減少することが見込まれるとき。

#### (2) 保険料階層区分の低下の認定

減免の事由発生後の世帯の状況により推計した市区町村民税の課税非課税の別、介護保険法施行令第38条第1項第1号ハに規定する合計所得金額及び条例第4条第1項第6号アに規定する合計所得金額を用いて、条例第4条各号に規定する区分を適用して算定した保険料の額が、現に被保険者が属する区分の保険料に比べ減少するとき。

### 2 減額額

新たに認定した区分の保険料と現に被保険者が属する区分の保険料との差額

### 3 減額の期間

減免を開始した月の属する年度内

### (保険給付の制限を受けているときの減免の取扱い)

第4条 規則第32条第1号に規定する事由（以下「拘禁等」という。）の適用を受ける場合の保

険料は、免除する。ただし、該当する期間が2月に満たない場合は免除を行わない。

- 2 前項の減免は、被保険者が拘禁等の適用を受けなくなった日の属する月から取り消すものとする。

#### (生活困窮のときの減額)

第5条 規則第32条第2号及び第3号中「活用することができる資産の額が著しく低く」とは、第1号被保険者の属する世帯の全員の預貯金等（生命保険を除く）が240万円以下（第1号被保険者の属する世帯に当該第1号被保険者以外の者があるときは、240万円に当該第1号被保険者以外の者1人につき96万円を加算した額）であること並びに居住用以外の土地又は居住用以外の家屋がないことをいう。

- 2 規則第32条第2号イ及び第3号イ中「第1号被保険者の属する世帯の全員の前年の収入金額の合計額」とは、税法上課税対象となる収入、非課税所得に係る収入及び仕送り等その者に帰属するあらゆる種類の収入の合計額をいう。

#### (申請)

第6条 保険料の減免を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 規則第31条第1項に規定する介護保険料徴収猶予・減免申請書
- (2) 災害等に該当するとき 災証明書
- (3) 収入の減少に該当するとき 所得申告書（別記様式1）
- (4) 生活困窮に該当するとき 収入等申告書（別記様式2）
- (5) その他区長が必要と認める書類

#### (減免の始期)

第7条 保険料の減免は、災害等及び拘禁等の事由の場合はその事実が発生した日の属する月、収入の減少の事由の場合はその審査を行うために必要となる第6条に掲げる書類を区長が受理した日の属する月から行う。ただし、やむを得ない事情があると区長が認めた場合はこの限りでない。

#### (減免の通知)

第8条 区長は、保険料の減免を承認し又は当該申請を却下したときは、書面により当該納付義務者に速やかに通知しなければならない。ただし、減免を承認する場合においては、条例第9条の規定による保険料の額の変更の通知をもって、これに代えることができる。

(取消し)

第9条 区長は、減免を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、その減免の決定を取り消し、その減免に係る保険料の全部又は一部を、一時に、徴収することができる。

(1) 申請に際し偽り又は不正の行為があったとき。

(2) 減免を受けた者又はその属する世帯主及び世帯員の収入その他の事情が変化したため、減免を行う必要がなくなったとき。

2 区長は、前項の規定により減免を取り消したときは、書面により当該納付義務者にその旨を通知しなければならない。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月17日から施行する。

(令和2年度における特例)

2 第3条の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等に係る減免については、当該減免に係る国の支出金の基準（令和2年4月9日付国通知）に基づくも

のとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年7月16日から施行する。

(令和3年度における特例)

- 2 第3条の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等に係る減免については、当該減免に係る国の支出金の基準（令和3年6月2日付国通知）に基づくものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年7月15日から施行する。

(令和4年度における特例)

- 2 第3条の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等に係る減免については、当該減免に係る国の支出金の基準（令和4年3月14日付国通知）に基づくものとする。